

諸報告資料

(平成25年門真市教育委員会第9回定例会)

門真市教育委員会

大阪総合保育大学との連携協力に関する協定の締結について

1. 平成25年8月26日 大阪総合保育大学と門真市教育委員会と連携協力に関する協定を締結

2. 大学連携のメリット

○教育委員会側・・・学生の持つ知識や若い行動力の活用

大学の専門知識の活用

○大学側・・・・・・・・学生の社会経験の場の充実

大学の社会的評価の向上など

3. 連携大学

○市との連携大学

(1) 学校法人大阪国際学園（平成24年9月3日 包括連携協定締結）

(2) 学校法人常翔学園摂南大学（平成25年2月19日 包括連携協定締結）

○教育委員会との連携大学

(1) 関西外国語大学（平成20年7月7日 連携協力に関する協定締結）

(2) 大阪大谷大学（平成25年3月6日 連携協力に関する協定締結）

(3) 大阪総合保育大学（平成25年8月26日 連携協力に関する協定締結）

門真市教育委員会と大阪総合保育大学との連携協力に関する協定書

門真市教育委員会（以下「甲」という。）と大阪総合保育大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互に連携協力し、新たな学びの場を創造することにより、教育上の諸課題等への適切な対応力の育成や、甲乙の教育・研究等の充実及び発展に資することを目的とする。

（実施機関）

第2条 前条に規定する連携は、甲と乙との間で実施する。

（内容）

第3条 甲と乙が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の資質向上のための研修を充実・推進すること
- (2) 学生等による学校園教育活動への支援を推進すること
- (3) 学生等による教育実習に関すること
- (4) 教育現場のニーズに応える教員の養成を推進すること
- (5) 教育上の諸課題に対応した調査・研究を推進すること
- (6) その他、双方が必要と認める事項

（実施方法）

第4条 甲と乙が連携協力するにあたっては、学生等の受け入れ、教職員の派遣及び施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を供するものとする。

（経費負担）

第5条 甲と乙が連携協力して行う事業の実施に要する経費の負担については、各々の事業ごとに双方が協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了日の30日前までに、甲と乙のいずれからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（補足）

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲と乙が協議して別途定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲と乙が各1通を保有する。

平成25年8月26日

甲 門真市中町1番1号
門真市教育委員会

教育長 三宅 奎 介



乙 大阪市東住吉区湯里6丁目4番26号
大阪総合保育大学

学長 山崎 高 哉



(仮称) 門真市立総合体育館設計業務委託に係る優先交渉先の選定について

(1) 選定結果

① 優先交渉先に選定する者

株式会社 久米設計 大阪支社

支社長 小西威史

大阪市西区江戸堀1丁目10番8号 パシフィックマークス肥後橋

② 履行期間

契約日から平成26年11月28日

(2) 選定委員会委員構成

委員長	吉村 英祐	大阪工業大学 教授
副委員長	下村 泰彦	大阪府立大学大学院 教授
委員	野際 照章	(公財) 日本体育施設協会 理事
委員	中野 勝利	門真市 都市建設部長
委員	柴田 昌彦	門真市 教育委員会事務局 生涯学習部長

(3) 選定委員会開催日程と主な内容

第1回 平成25年5月2日(木)

- 1 委員長、副委員長の選出
- 2 会議の公開について
- 3 募集要項について
- 4 第一次審査の基準について

第2回 平成25年7月25日(木)

- 1 第一次審査(書類審査)
- 2 第二次審査の採点方法について

第3回 平成25年8月8日(木)

- 1 第二次審査(プレゼンテーション審査)

(4) 第一次審査の基準 (配点200点)

	大項目 (配点)	中項目
1	事務所の実績 (20)	主要業務の実績
		同種・類似業務実績
2	技術職員の経験と能力 (20)	管理技術者の業務実績・経験
		主任技術者の業務実績・経験
		上記のほか担当チームの資格
3	業務の実施方針・課題に対する提案 (145)	実施方針
		体育館部門
		付帯部門
		事務管理機能、 サービス機能
		アクセス・動線
		景観への配慮
		防災への配慮
		環境への配慮
その他事項		
4	設計見積書 (15)	設計見積価格

(5) 第二次審査の基準 (配点150点)

	評価項目 (配点)	評価の視点
1	実施方針 (30)	取組み意欲 的確性、実現性
2	体育館部門 (30)	
3	防災機能 (30)	
4	都市景観 (30)	
5	その他 (30)	

(6) 優先交渉先及び次点候補者の得点

優先交渉先	株式会社 久米設計 大阪支社	277.1
次点候補者	株式会社 佐藤総合計画 関西事務所	260.8